

子どもの戸籍をつくるために ～ためらわずにご相談ください～

Q 戸籍ってなんですか？

A 戸籍とは、人がいつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

Q 戸籍がないとどうなりますか？

A 住民票やパスポートは、原則作れません。(一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります) 資格を取得するため、戸籍の証明を求められることがあります。
親の遺産を相続する場合に、親子の証明ができないことがあります。

出生届のことで次のような悩みを抱えていませんか？

- 結婚期間中に夫以外の男性との子を出産予定
- 離婚後 300 日以内に前夫以外の男性との子を出産予定

子どもの戸籍をつくるには？

- ①前夫 (又は夫) を父とする出生届の提出
- ②前夫 (又は夫) を父としない出生届の提出

子どもを無戸籍にしないために解決策を一緒に考えましょう。

- 前夫 (又は夫) を記載しなくても出生届を提出する方法があります。あなたの事情をお聞きした上で、最善の方法をご提案します。
- 戸籍を作るために裁判の手続きが必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター (法テラス) をご案内します。
- まずは、村民課または法務局の戸籍相談窓口にご連絡ください。

お問い合わせ：村民課 戸籍係 ☎966-1205

那覇地方法務局名護支局 ☎0980-52-2729

裁判員制度 まもなく名簿記載通知を発送します！

*裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成します。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、全国で約 23 万 3000 人です (選挙人名簿登録者全体に占める割合は約 453 人に 1 人)。

*裁判員候補者名簿記載通知について

令和 4 年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年 11 月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ (名簿記載通知) をお送りします。(令和 4 年 1 月 1 日時点で 20 歳以上の方に限られます)。この通知は、来年 2 月頃からの約 1 年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、また具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1 年を通じて事態が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判員候補者の皆さまに安心して参加いただけるよう、各地方裁判所において、「三つの密」を避けるなどのさまざまな新型コロナウイルス感染症対策を行っています。皆さまの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらから➡

